

パスポートの申請・受領の手続きについて

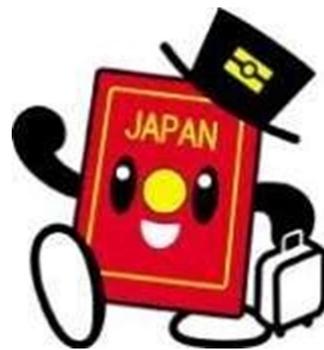
◆申請・交付場所

本庁舎 1階 市民課 (①番窓口)

◆取扱時間

月～金曜日 8時30分から17時15分まで

(土・日・祝日, 振替休日及び年末年始休暇の期間を除く)



◆指宿市役所で申請のできる方

○指宿市に住民登録している方

○県外に住民登録しているが、指宿市に居住している方

※未成年者(18歳未満)の方の申請については、申請書裏面に法定代理人の方の署名が必要となります。

※書類等提出に関しては代理人による申請が可能です。申請書に委任者・引受人者の署名が必要です。

また、申請の際は、代理人及び申請者の本人確認を行います。

ただし、パスポートの受取りは必ずご本人でなければなりません。

※下の理由に該当する場合は県のパスポート窓口を利用することができます。

詳しくはかごしま県民交流センターへお問合せください。(Tel.099-221-6611)

理由	パスポート窓口の場所
親族等の死亡等により緊急に渡航する必要がある場合	かごしま県民交流センター
外国での業務等により早期に渡航する必要がある場合	
指宿市外に通学・通勤されている場合	通学・通勤先の最寄りの県旅券窓口

◆申請の種類

新規申請	・初めてパスポートを取得する場合 ・持っているパスポートの有効期限が切れた場合
切替新規申請	・パスポートの有効期限が1年未満になった場合 ・有効中のパスポートを損傷した場合
残存有効期間同一旅券	・有効なパスポートをお持ちで氏名、本籍都道府県等に変更があった場合 ・有効なパスポートの余白が見開き3ページ以下になった場合
紛失	・有効期限のあるパスポートを紛失・焼失した場合

◆申請から交付までの所要日数

新規・切替新規・残存有効期間同一旅券……13日間

※いずれも土・日・祝日, 振替休日及び年末年始休暇の期間を除きます。

※申請は午前中(12時)で締め切ります。午後からの申請は次の開庁日が受付日となります。

◆申請に必要な書類

新規申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・戸籍謄本（発行日から6ヶ月以内のもの） ・写真1枚 ・本人確認書類 ・失効したパスポート（紛失した場合は不要）
切替新規申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・戸籍謄本（発行日から6ヶ月以内のもの） ※パスポートの記載事項に変更のある場合のみ ・写真1枚 ・以前取得した有効なパスポート
残存有効期間同一旅券	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・戸籍謄本（発行日から6ヶ月以内のもの） ・写真1枚 ・以前取得した有効なパスポート
紛失	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・写真1枚 ・本人確認書類

※指宿市に住所がない方は住民票が必要な場合があります。

○ 適当な写真例

必要事項

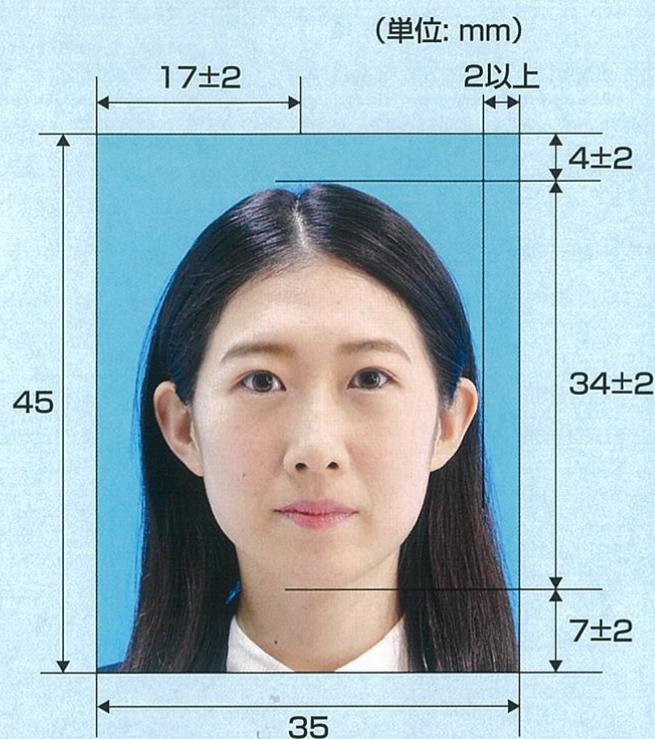
1. 申請者(請求者)本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 申請日から6か月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで右記寸法を満たすもの
(顔の寸法は頭頂から顎まで。縦横比の維持が難しい場合は横幅を優先すること。)
4. 無帽であるもの
(申請者(請求者)の申出により、旅券法令に従い、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことが認められる場合を除く。)
5. 背景(影を含む)がないもの
6. 輪郭が露出しているもの
7. 写真裏面に申請者(請求者)の氏名が記入されたもの
(写真表面に筆跡が浮き出ないこと。)
8. 目の周辺が下記条件を満たすもの

目の周辺の条件

目の周辺(右図の四角枠内側)に、髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部、或いはその陰が入ってこないようにすること。



(単位: mm)



◆本人確認書類一覧表

ア) 1点でよいもの	イ) 2点必要なもの (A+A) または (A+B)	
	A	B
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート(失効後6ヶ月以内) ・住基カード ・身体障害者手帳 ・船員手帳 ・官公庁等の身分証明書 等 ※いずれも写真付きに限る	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険証 ・各種年金手帳 ・各種年金証書 ・恩給等の証書 ・印鑑登録証明書とその登録印鑑 等	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート (失効後6ヶ月を過ぎたもの) ・公的機関発行の資格証明書 ・会社の身分証明書 ・学生証 ・各種会員証 等 ※いずれも写真付きに限る

◆紙申請手数料

旅券(パスポート)の申請種類		収入印紙	鹿児島県収入証紙	合計
新規申請 切替新規申請	10年間有効(18歳以上)	14,000円	2,300円	16,300円
	5年間有効(12歳以上)	9,000円	2,300円	11,300円
	5年間有効(12歳未満)	4,000円	2,300円	6,300円
残存有効期間同一旅券		4,000円	2,300円	6,300円

◆オンライン申請手数料

旅券(パスポート)の申請種類		収入印紙	鹿児島県収入証紙	合計
新規申請 切替新規申請	10年間有効(18歳以上)	14,000円	1,900円	15,900円
	5年間有効(12歳以上)	9,000円	1,900円	10,900円
	5年間有効(12歳未満)	4,000円	1,900円	5,900円
残存有効期間同一旅券		4,000円	1,900円	5,900円

<前回未交付失効がある場合>

旅券(パスポート)の申請種類		収入印紙	鹿児島県収入証紙	合計
新規申請 切替新規申請	10年間有効(18歳以上)	18,000円	4,300円	22,300円
	5年間有効(12歳以上)	13,000円	4,300円	17,300円
	5年間有効(12歳未満)	8,000円	4,300円	12,300円
残存有効期間同一旅券		8,000円	4,300円	12,300円

*手数料は旅券受領の際にお支払いいただきます。

(収入印紙及び収入証紙は指宿庁舎の総合案内でもお買い求めいただけます。)